

うなぎ稚魚漁業の許可方針 新旧対照表

新	旧
<p>(趣旨) 第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。</p> <p>(漁船の制限) 第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。</p> <p>(許可の有効期間) 第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。</p> <p>(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等) 第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業</p> <p>(2) 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数 別表1のとおりとする。</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 定めなし。</p>	<p>(趣旨) 第1条 高知県漁業調整規則（令和2年高知県規則第73号。以下「規則」という。）第4条第1項第2号に規定する漁業の許可について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(適用範囲) 第2条 この方針は、規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業（全長21センチメートル以下のうなぎ（以下「うなぎ稚魚」という。）の漁獲を目的とする漁業）に適用する。</p> <p>(漁船の制限) 第3条 使用する船舶（総トン数1トン未満の無動力船を除く。）は、漁船登録における漁業種類に当該漁業を登録すること。</p> <p>(許可の有効期間) 第4条 規則第15条第1項第2号に規定する許可の有効期間は、1年とする。ただし、同条第2項の規定に基づき、期間を短縮する場合がある。</p> <p>(知事許可漁業の漁業種類、操業区域、漁業時期、漁業者の資格及び条件等) 第5条 規則第4条第1項第2号に規定するうなぎ稚魚漁業の制限措置及び条件等は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 漁業種類 火光利用うなぎ稚魚すくい網漁業</p> <p>(2) 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数 別表1のとおりとする。</p> <p>(3) 推進機関の馬力数 定めなし。</p>

新	旧
<p>(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。</p> <p>(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。</p> <p>(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。 イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。</p> <p>ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。</p> <p>エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。</p> <p>オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。</p> <p>カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。</p> <p>キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p>	<p>(4) 操業区域 地区ごとの操業区域は別表1のとおりとする。</p> <p>(5) 漁業時期 1月1日から3月31日までとする。</p> <p>(6) 許可の条件は、次に掲げるとおりとする。 ア 当該漁業許可の漁業従事者は漁業従事者名簿（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）に記載された者でなければならない。 イ 漁業従事者は採捕に従事するとき、他から見やすいように標識（第8条第2項の規定により提出したものをいう。）を着用（船舶にあっては、見やすい場所に掲げること。）しなければならない。</p> <p>ウ イの標識には「うなぎ稚魚漁業」と表示するとともに、許可を受けた者の氏名又は名称、許可年度、漁業時期、操業区域並びに漁業従事者の氏名及び漁業従事者番号を記載し、漁業従事者の顔写真を貼付しなければならない。</p> <p>エ 漁業従事者は、イの標識を複写し、又は他人に譲渡し、若しくは貸与してはならない。</p> <p>オ 漁業従事者は、午前6時半から午後5時までの間は、採捕してはならない。</p> <p>カ 漁業従事者が採捕に従事するときにあつては、一人につき使用する漁具は集魚灯（うなぎ稚魚の集魚又は探索を目的とするものをいう。以下同じ。）1個及びすくい網1本とし、他の漁具を併用し、又は使用してはならない。ただし、複数の光源を容易に脱着することができないように一つに束ねた集魚灯は1個のものとしてみなすものとし、作業灯（漁場に移動するための照明を含む。）は集魚灯に含めないものとする。</p> <p>キ 漁業従事者は、魚類を誘導する副漁具（垣網その他類似漁具をいう。）を使用して（第三者が設置したものを利用する場合を含む。）、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p>

新	旧
<p>ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。</p> <p>ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。</p> <p>コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。</p> <p>サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p> <p>シ 漁業従事者は、次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p> <p>（7）漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。 ア 県内に住所を有する個人又は法人 イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者 ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者</p> <p>（8）うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。</p> <p>（9）3年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。</p> <p>（採捕量の上限） 第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点に</p>	<p>ク 漁業従事者が使用するすくい網の規模は、網口の周囲が3メートル以内、網の丈が1メートル以内とする。</p> <p>ケ 漁業従事者は、すくい網をひいて、うなぎ稚魚を採捕してはならない（ひき網の禁止）。</p> <p>コ 漁業従事者は、船舶を使用して採捕する場合、漁業従事者名簿に漁業従事者ごとに記載された使用船舶に乗船できるものとし、それ以外の者は乗船してはならない。</p> <p>サ 漁業従事者は、船舶を使用せず採捕する場合、遊泳し、又は浮き輪等の水中に浮かぶ道具を使用して、水面に漂いながら、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p> <p>シ 漁業従事者は、次条第2項及び第3項の知事が指示した日以降、うなぎ稚魚を採捕してはならない。</p> <p>（7）漁業を営む者の資格は、次に掲げる条件を満たす者であること。 ア 県内に住所を有する個人又は法人 イ 操業区域に漁業権が設定されている場合は、当該漁業権者の同意を得た者 ウ 操業区域がうなぎの第5種共同漁業権が設定されている河川と隣接する場合は、当該内水面の漁業権者の同意を得た者</p> <p>（8）うなぎ稚魚漁業の採捕及び流通の適正化に資するため、許可を受けた者は、違法操業、不正規流通及び海難事故の防止を目的とする措置を講じるよう努めること。</p> <p>（9）3年間連続してうなぎ稚魚の採捕の実績がない操業区域は、廃止するものとする。</p> <p>（採捕量の上限） 第6条 県内のうなぎ稚魚の採捕量（海面及び内水面含む。）の上限は、内水面漁業の振興に関する法律（平成26年法律第103号）第26条に規定するうなぎ養殖業の許可に基づく、県内の当該年11月1日時点に</p>

新

- おけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。
- 2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
 - 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。
- 5 第1項の規定による報告（様式1による報告に限る。）は、送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に

旧

- おけるにほんうなぎ稚魚の池入割当量の合計とする。
- 2 県内のうなぎ稚魚の採捕量が前項の上限に達すると知事が認めて指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。
 - 3 全国のうなぎ養殖業の池入数量の管理のために国からのうなぎ稚魚の採捕停止の要請に基づき知事が指示した日以降は、うなぎ稚魚を採捕してはならない。

(報告の義務)

第7条 許可を受けた者は、採捕量、集荷量及び販売量の状況について、次の表の左欄に掲げる漁業時期の期間ごとに取りまとめ、同表の右欄に掲げる報告期日までに様式1により知事に報告しなければならないものとし、併せて、当該漁業に係る現場指導の状況について、漁業時期が終了した日から起算して10日以内に様式2により知事に報告しなければならない。ただし、同表の右欄に掲げる報告期日が高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、その日後の直近の県の休日以外の日を報告期日とする。なお、この条の規定による報告徴収は、漁業法（昭和24年法律第267号）第176条第1項の規定に基づくものとする。

漁業時期の期間(各月ごと)	報告期日
1日から同月15日まで	同月25日
16日から同月末日まで	翌月10日

- 2 前項の規定にかかわらず知事が求めたときは、許可を受けた者は、採捕量、集荷量、販売量及び指導の状況を取りまとめ、指定された期日までに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 3 許可を受けた者は、知事の指示する日時及び漁業時期の期間の終了後、採捕量、集荷量及び販売量の状況を取りまとめ、速やかに書面をもって知事に報告しなければならない。
- 4 許可を受けた者が第1項の規定による報告を正しく行わなかった場合は、当該報告期日の属する年度の翌年度の許可すべき漁業者の数から当該許可を受けた者であって同項の規定による報告を正しく行わなかったものの数を差し引くものとする。
- 5 (追加)

新	旧
<p><u>備えられたファイルに当該情報が記録されるものにより行うことができる。</u></p> <p>(許可等の申請) 第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。 (1) 新規・更新許可申請(規則第11条) ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。 イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。 (2) 変更許可申請(規則第16条) 許可を受けた者が、規則第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。 (3) 許可証の書換え交付申請(規則第27条) 許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)。 (4) 許可証の再交付申請(規則第28条) 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。 2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。 3 知事は、別表2に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(許可の基準) 第9条 許可を受けようとする者の数が第5条第2号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。</p> <p>(集出荷体制) 第10条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。 2 許可を受けようとする者は、様式3及び様式4により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。</p>	<p>(許可等の申請) 第8条 許可等の申請の種類は、次に定めるとおりとする。 (1) 新規・更新許可申請(規則第11条) ア 新たに知事許可漁業の許可を受けようとするとき。 イ 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請しようとするとき。 (2) 変更許可申請(規則第16条) 許可を受けた者が、規則第11条第1項各号に掲げる事項について、同項の規定により定められた制限措置と異なる内容により、知事許可漁業を営もうとするとき。 (3) 許可証の書換え交付申請(規則第27条) 許可を受けた者の許可証の記載事項に変更が生じたとき(船舶の総トン数又は推進機関の馬力数の変更に係るものにあつては、その工事が終わったとき又は機関換装の終わったとき)。 (4) 許可証の再交付申請(規則第28条) 許可を受けた者が、許可証を亡失し、又は毀損したとき。 2 前項各号の申請に必要な書類及び知事が必要と認める書類は、別表2のとおりとする。 3 知事は、別表2に定める書類のほか、許可の判断に必要があると認める書類の提出を求めることができる。</p> <p>(許可の基準) 第9条 許可を受けようとする者の数が第5条第2号に規定する許可すべき漁業者の数の上限を超えた場合は、知事が別に定める「うなぎ稚魚漁業の許可の基準」により、許可を受けようとする者を順位付けし、許可を受ける者を決定するものとする。</p> <p>(集出荷体制) 第10条 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者と代行契約を締結し、集出荷業務を代行させることができる。 2 許可を受けようとする者は、様式3及び様式4により集荷又は出荷の業務をしようとする者を知事に届け出るものとする。</p>

新	旧
<p>3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って 1 年間に集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。</p> <p>（1）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。</p> <p>（2）漁業法第 176 条第 1 項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。</p> <p>（3）うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第 1 項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。</p> <p>6 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。</p>	<p>3 集荷又は出荷の業務を代行させようとする者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>4 許可を受けようとする者は、集荷又は出荷の業務を代行させようとする者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>5 許可を受けようとする者は、許可申請の締切日から遡って 1 年間に集荷又は出荷の業務を代行させようとする者（当該業務に携わる者を含む。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、当該者に集荷又は出荷の業務を代行させることができない。</p> <p>（1）漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。</p> <p>（2）漁業法第 176 条第 1 項の規定に基づく検査を拒み、妨げ、又は忌避したこと。</p> <p>（3）うなぎ稚魚の集出荷体制に関する届出がされていない操業区域で集荷を行ったこと又は第 1 項の代行契約を締結していない許可を受けた者の漁業従事者から集荷を行ったこと。</p> <p>6 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。</p>
<p>（漁業従事者）</p> <p>第 11 条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式 6 により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。</p> <p>2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る確認書（様式 10）の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。</p> <p>3 前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。</p> <p>4 漁業従事者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>5 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>6 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。</p>	<p>（漁業従事者）</p> <p>第 11 条 漁業従事者とは、うなぎ稚魚の採捕を行う者（許可を受けた者自らが採捕する場合も含む。）とし、様式 6 により漁業従事者の名簿を知事に届け出るものとする。</p> <p>2 許可を受けようとする者は、漁業従事者と雇用契約を締結する等、許可を受けた者との関係を明確にしておくこととし、許可を受けた者は、漁業従事に係る確認書（様式 10）の内容を漁業従事者に理解させるとともに、当該確認書に署名させなければならない。</p> <p>3 前項の確認書の原本は許可を受けた者が、複写物は漁業従事者がそれぞれ保管しなければならない。</p> <p>4 漁業従事者は、規則第 10 条第 1 項第 2 号から第 4 号までのいずれにも該当しない者であること。</p> <p>5 許可を受けようとする者は、漁業従事者が前項に該当しないこと等についての誓約書（様式 9）を知事に提出しなければならない。</p> <p>6 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合は、当該複数の漁業従事者名簿に同一の漁業従事者を重複して記載することはできない。</p>

新	旧
<p>7 許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、GPS装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。</p> <p>8 許可申請の締切日から遡って1年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。</p> <p>(1) うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。</p> <p>(2) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。</p> <p>(3) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。</p> <p>9 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。</p> <p>（許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て）</p> <p>第12条 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。</p> <p>(1) 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。</p> <p>(2) 前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第5条第2号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。</p> <p>附 則 この方針は、令和5年9月27日から施行する。</p> <p>附 則 1 この方針は、令和6年9月30日から施行する。</p>	<p>7 許可を受けた者が適正操業又は海難事故の防止を目的とする措置（漁業従事者への適正操業の啓発、救命胴衣やウエットスーツの着用指示、GPS装置の配布等）を講じた場合、漁業従事者はそれに従わなければならない。</p> <p>8 許可申請の締切日から遡って1年間に次の各号のいずれかに該当した場合には、漁業従事者になることができない。</p> <p>(1) うなぎ稚魚の採捕を違法に行ったこと。</p> <p>(2) 漁業監督吏員の検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又はその質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をしたこと。</p> <p>(3) 漁業法第176条第1項の規定に基づく検査を拒み、妨げ又は忌避したこと。</p> <p>9 前項の規定は、違反行為に対する司法処分の有無にかかわらず、適用することができるものとする。</p> <p>（許可を受けようとする者ごとの漁業従事者数の割り当て）</p> <p>第12条 同一操業区域（地区）において許可を受けようとする者が複数いる場合であって、それらの者が申請した漁業従事者数の合計が第5条第2号の漁業従事者の上限数を上回った場合は、次に掲げるところにより漁業従事者数を割り当てるものとする。</p> <p>(1) 前年に当該漁業の許可を受けていた者が改めて申請したときは、その者の前年の漁業従事者数を上限に、他の申請した者より優先して漁業従事者数を割り当てること。</p> <p>(2) 前号の規定により割り当てた漁業従事者数が第5条第2号の漁業従事者の上限数を下回った場合は、前年に当該漁業の許可を受けていた者と他の申請した者で下回った差数を等分するものとし、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。</p> <p>(3) 前号の等分した数を下回る漁業従事者数を申請した者があった場合は、当該等分した数との差数を他の許可を受けようとする者に割り当てるものとし（他の許可を受けようとする者が複数いる場合には等分して割り当てる。）、漁業従事者の上限数を等分した場合に発生した端数は切り捨てるものとする。</p> <p>附 則 この方針は、令和5年9月27日から施行する。</p> <p>附 則 1 この方針は、令和6年9月30日から施行する。</p>

新

2 改正後の第5条第9号、第10条第5項並びに第11条第8項第2号及び第3号の規定は、令和6年9月30日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

別表1

1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域1	野根	2	12
操業区域2	室戸	2	2
操業区域3	吉良川	2	5
操業区域4	奈半利	2	87
操業区域5	田野	3	50
操業区域6	安田	2	41
操業区域7	安芸	5	58
操業区域8	赤野	2	12
操業区域9	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御畳瀬	2	30
操業区域19	浦戸1	2	83
操業区域20	浦戸2	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68

旧

2 改正後の第5条第9号、第10条第5項並びに第11条第8項第2号及び第3号の規定は、令和6年9月30日以後にした行為について適用し、同日前にした行為については、なお従前の例による。

別表1

1 操業区域（地区）ごとの許可すべき漁業者の数及び第11条に規定する漁業従事者の数

操業区域	地区	許可すべき漁業者の数	漁業従事者の数
操業区域1	野根	2	12
操業区域2	室戸	2	2
操業区域3	吉良川	2	5
操業区域4	奈半利	2	90
操業区域5	田野	3	50
操業区域6	安田	2	41
操業区域7	安芸	5	58
操業区域8	赤野	2	12
操業区域9	和食	2	7
操業区域10	手結	2	42
操業区域11	岸本	2	20
操業区域12	赤岡	3	120
操業区域13	吉川	3	94
操業区域14	久枝	2	32
操業区域15	香西	2	40
操業区域16	浜改田	2	9
操業区域17	十市	2	12
操業区域18	御畳瀬	2	30
操業区域19	浦戸1	2	83
操業区域20	浦戸2	2	55
操業区域21	春野町甲殿	3	71
操業区域22	春野町仁淀川	3	15
操業区域23	新居	2	27
操業区域24	宇佐	3	68

新				旧			
操業区域 25	深浦	2	4	操業区域 25	深浦	2	4
操業区域 26	須崎 1	2	32	操業区域 26	須崎 1	2	32
操業区域 27	須崎 2	2	25	操業区域 27	須崎 2	2	25
操業区域 28	須崎 3	2	51	操業区域 28	須崎 3	2	51
操業区域 29	久礼	2	6	操業区域 29	久礼	2	6
操業区域 30	佐賀	3	144	操業区域 30	佐賀	3	144
操業区域 31	上川口	4	41	操業区域 31	上川口	4	41
操業区域 32	入野	5	31	操業区域 32	入野	5	31
操業区域 33	田野浦	2	18	操業区域 33	田野浦	2	18
操業区域 34	下田	5	149	操業区域 34	下田	5	149
操業区域 35	下ノ加江	2	16	操業区域 35	下ノ加江	2	16
操業区域 36	小筑紫	3	<u>46</u>	操業区域 36	小筑紫	3	<u>50</u>
操業区域 37	片島	2	<u>32</u>	操業区域 37	片島	2	<u>36</u>
操業区域 38	松田川	2	32	操業区域 38	松田川	2	32
操業区域 39	仁淀川	6	288	操業区域 39	仁淀川	6	288
操業区域 40	四万十川	6	475	操業区域 40	四万十川	6	475
操業区域 41	高知市内水面	2	<u>0</u>	操業区域 41	高知市内水面	2	<u>13</u>
操業区域 42	新川川	2	20	操業区域 42	新川川	2	20
操業区域 43	須崎市内水面	2	5	操業区域 43	須崎市内水面	2	5
操業区域 44	福良川	2	<u>9</u>	操業区域 44	福良川	2	<u>10</u>
計		115	<u>2,416</u>	計		115	<u>2,441</u>

2 操業区域

(1) 操業区域 1 ～ (11) 操業区域11 [略]

(12) 操業区域12 (赤岡)

点の位置

基点甲 香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

ア 甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の

2 操業区域

(1) 操業区域 1 ～ (11) 操業区域11 [略]

(12) 操業区域12 (赤岡)

点の位置

基点甲 香南市香我美町香宗川放水路閘門中央

基点乙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬共同漁業権境界基点

基点丙 香南市吉川町古川外松ヶ瀬旧漁場境界石柱

ア 甲から真方位90度の線上甲から100メートルの点

アから真方位172度10分の線及び乙から丙を見通した線から左に90度0分の線に区切られた海域中ア乙間の最大高潮時の海岸線から沖合50メートルの線に至る区域、赤岡漁港内の区域、香宗川本流の香宗川橋下流端より下流の区域並びに同川の放水路閘門下流端から下流の

新	旧
<p>の区域</p> <p>(22) 操業区域22 (春野町仁淀川) 点の位置 基点甲 仁淀川左岸導流堤北端 基点乙 国土交通省の仁淀川・新居の境界基点 (新居海岸基準点1) 基点丙 波介川樋門右岸翼壁突端 ア 乙から真方位249度8分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点2 甲から真方位124度0分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位<u>20度</u>の線から下流の区域</p> <p>(23) 操業区域23～ (35) 操業区域35 [略]</p> <p>(36) 操業区域36 (小筑紫) <u>すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域。ただし、福良川にあつては次に掲げる甲乙を結んだ線から上流の区域を除く。</u> 基点甲 <u>福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端 (北緯32度52分32秒東経132度43分15秒)</u> 乙 <u>福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線上295メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱 (北緯32度52分36秒東経132度43分18秒)</u></p> <p>(37) 操業区域37～ (43) 操業区域43 [略]</p> <p>(44) 操業区域44 (福良川) 点の位置 基点甲 <u>福良川左岸中、福良川橋下流端から真方位286度の線上336メートルの水門下流端 (北緯32度52分32秒東経132度43分15秒)</u> 乙 <u>福良川右岸中、福良川橋下流端から真方位303度の線</u></p>	<p>区域</p> <p>(22) 操業区域22 (春野町仁淀川) 点の位置 基点甲 仁淀川左岸導流堤北端 基点乙 国土交通省の仁淀川・新居の境界基点 (新居海岸基準点1) 基点丙 波介川樋門右岸翼壁突端 ア 乙から真方位249度8分の線上乙から267メートルの新居海岸基準点2 甲から真方位124度0分及びアから真方位172度30分の線により区切られた海域中甲ア間の最大高潮時の海岸線から沖合400メートルの線に至る区域並びに仁淀川の丙から真方位<u>82度30分</u>の線から下流の区域</p> <p>(23) 操業区域23～ (35) 操業区域35 [略]</p> <p>(36) 操業区域36 (小筑紫) <u>すくも湾漁業協同組合が有し、同漁業協同組合が管理する第一種共同漁業権第1,090号の区域</u></p> <p>(37) 操業区域37～ (43) 操業区域43 [略]</p> <p>(44) 操業区域44 (福良川) 点の位置 基点甲 宿毛市小筑紫福良川橋下流側北端 ア <u>甲から真方位287度50分の線上甲から90メートルの点 (福良川橋下流の右岸電柱)</u> 宿毛市福良川のアから真方位194度0分の線から宿毛市小筑紫姉</p>

新	旧
<p data-bbox="443 119 1151 225"><u>上 295 メートルの小筑紫地区と福良地区の境界に位置する石柱（北緯 32 度 52 分 36 秒東経 132 度 43 分 18 秒）</u></p> <p data-bbox="288 233 1151 304"><u>宿毛市福良川の甲乙を結ぶ直線から同市小筑紫姉川橋下流端までの区域</u></p>	<p data-bbox="1265 119 1559 148"><u>川橋下流端までの区域</u></p>